解散公告

当社は、平成二十七年七月二十九日開催の株主総会の決議により、同年七月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月八日

名古屋市中区新栄二丁目一九番五号

有限会社名古屋丸八互助会

清算人　半泊　與則

解散公告

当社は、平成二十七年八月三日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月八日

島根県大田市温泉津町温泉津イ六六五番地八五

有限会社小林工務店

清算人　小林　浩二

解散公告

当社は、平成二十七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月八日

山口県下関市横野町一丁目一六番二〇号

北浦石油株式会社

代表清算人　坂口　伸一

解散公告

当社は、株主総会の決議により平成二十七年八月一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月八日

福岡県大牟田市諏訪町一丁目九六番地

宝商事有限会社

清算人　國盛紫磨人

解散公告

当社は、平成二十七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月八日

大分県由布市挾間町向原三四〇の二番地

有限会社はさま調剤薬局

清算人　竹内喜代子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月八日

大分市古ケ鶴二丁目二―二二

特定非営利活動法人大分ライブネットワーク21

清算人　波多野恭行

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月八日

大分県豊後大野市緒方町下自在一〇三番八

特定非営利活動法人ちゅうりっぷの家

清算人　波多野恭行

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年十一月六日開催の社員総会の決議並びに平成二十七年八月六日熊本県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月八日

熊本市北区清水亀井町二〇番一五号

医療法人社団仁竹会

清算人　谷口　正信

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年七月三十一日定款所定の解散事由の発生により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月八日

横浜市泉区中田西一丁目二番一号

医療法人社団緑命会

清算人　志波　広輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市西区発寒三条四丁目三八三番地八二、最後の住所札幌市西区発寒三条四丁目一〇番三三号　被相続人　亡　中川　哲志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月八日

札幌市中央区南一条西三丁目札石ビル五階

清水彰法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水　彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市忠和六条四丁目六三番地五九八、最後の住所北海道旭川市六条三丁目四番九号ハーブ荘一階

被相続人　亡　木本　健

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月八日

北海道旭川市花咲町四丁目上村合同事務所

相続財産管理人　上村修一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市中央通一丁目六番、最後の住所岩手県盛岡市中央通一丁目六番四〇―二〇一号　被相続人　亡　佐々木　幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月八日

岩手県盛岡市中央通一丁目一二番七号仁王惣門ビル五階B号室

相続財産管理人　弁護士　太田　秀栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県大崎市鳴子温泉字新屋敷一二〇番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　遊佐　秀次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月八日

事務所　宮城県大崎市古川旭二丁目三番地五　二階北側　弁護士法人菅原・佐々木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　菅原　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県黒川郡大和町鶴巣北目大崎字塚五〇番地の一　被相続人　亡　石川　一誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月八日

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目一七番二〇号　グランドメゾン片平四階

相続財産管理人　弁護士　北爪　賀章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市青葉区上杉三丁目一〇番地、最後の住所仙台市太白区山田北前町二二番六号　被相続人　亡　山田　雪子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月八日

事務所仙台市青葉区片平一丁目二番三四号

小野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　後藤　雄大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟市中央区上大川前通八番町一二五三番地、最後の住所千葉市緑区あすみが丘八丁目三五番地一　被相続人　亡　髙野　勇治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月八日

事務所千葉市中央区中央三―一八―三千葉中央ビル六階きさらぎ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中村　礼奈